

「水、どこにでもある水、しかし一滴も飲めない。」⁽³⁵⁾

イングランドとウェールズが現在直面している問題は、4年連続している渴水である。このところ雨の多い10月から5月まで十分に雨が降らないため、夏の需要に応えることができないのである。

ケンブリッジは1853年以来の深刻な渴水に見舞われているし、英国南東部のいくつかの地域では、記録に残る最悪のものになっている。そこで、ケンブリッジ営業所（アングリアン水道会社）は、トレント川から水を引くことを検討しているが、それには5億ポンドを超える費用が見込まれる。また、各家庭へメーターを設置する場合には、一戸あたりそれぞれ200ポンドもかかる。テムズ水道会社はこうした状況が今後も続くと予想し、環境省に渴水指令を出すように求めた⁽³⁶⁾。

水道会社は水不足を天候のせいだと説明している。しかし他の人々、たとえば「地球の友」の活動責任者であるアンドリュー・リーズなどは、水道会社が水不足の本当の理由をごまかしていると反論している。その理由は以下のとおりである。

1 適切な水道管保守管理の不足

現在約25%の水が漏水していると見積もられているが⁽³⁷⁾、これについてアンドリュー・リーズは「とうてい受け入れられない数字である。」⁽³⁸⁾と述べている。

ドイツでは、水道事業に対して何も批判がない。というのは、一つには水道管の保守管理計画が徹底しているからである。毎年2%の水道管が計画的に交換されている。これはイングランドやウェールズの4倍の率にあたる。英国の水道会社は漏水防止による節水効果を認め始めた。たとえば、南部水道会社は漏水予防のための調査組織を最近作ったところである。

一般的に言って、水不足の解消に役立つことは分かっているものの、水道会社は漏水問題に取り組む姿勢に欠けているようである。水道サービス事務所（O F W A T）は、漏水の多い会社に対し罰金を課す権限を持っている。しかし、その権限の行使を避けているように思える。罰金を課すことによって、料金の値上げにつながるかもしれないし、そうなれば料金を下げようとする会社の目的に反することになると、彼らは弁解している⁽³⁹⁾。

2 遅れる水道メーター設置

漏水の問題が出てくるたびに、メーター設置問題も出現してくる。

3年前、ワイト島で初めてメーターを設置してみた。これは、環境省の事業として行われ、南部水道会社が管理することになった。その結果、90%以上の家庭で20%の節水効果があった。こうした結果にもかかわらず、南部水道会社はメーター設置に消極的である。なぜなら、メーター設置に係る費用が1戸あたり200ポンドであ

り、それを各家庭へ料金転嫁することを水道サービス事務所（O F W A T）が認めないからである。メーター設置費やその管理費などは、将来の経営経費の増加を引き起こす可能性があり、20%の水の節約程度では割りが合わないというのが正直なところである。

ドイツにおいて、過去10年間のメーター設置による節水効果を見てみると、ほとんど変わりがないことが判明した。ある程度節水効果が現れると、それ以上は望めないのである。そこで、ドイツの水道会社は水資源節約のための広報センターを設置し、たとえば使用水量の少ない浴室器具、洗濯機、自動食器洗い機の使用を推薦している。また水を節約するために、各企業は水を効率的に使うことが義務づけられている。残念ながら、英國産業界はまだそこまで至っていない。

そこで水不足を解消する策として、英國では貯水池を建設することが検討されている。現在南部水道会社は、3,000万から4,000万ポンドほどの費用をかけ各家庭にメーターを設置するか、7,000万ポンドをかけてカントベリーの近くに貯水池を建設するか検討中である。貯水池建設には一時的に費用はかかるものの、将来的の保守管理やその経費の面から言えば簡単な解決策といえるだろう。なぜなら、一度造ってしまえばメーターの保守管理にかかる経費より、はるかに少なくて済むからである。こうした理由により、水道メーターの設置は今まで退けられてきた。しかし、貯水池が環境にどのような影響を与えるかは、あまり考慮されていない。

結局、メーターの設置は遅々として進まず、節水のために何ら根本的解決ができないのである。

水道会社は水不足の問題を十分承知しているが、その解決のためには莫大な経費がかかるのである。経費の問題を考慮しなければ、たとえば解決策の一つとしてイングランド東北部のノーサンバーランドにあるキールダー貯水池（これはヨーロッパで一番大きい人造湖である。）から水を引くことも考えられるし、前述のとおりメーターの設置や、新しい貯水池の建設も考えられる。しかし、経費はすべて水道会社が支出しなければならず、各家庭へ転嫁できないのである。

また、経費の問題を別にしても、水道会社はこの渴水が一時的なものか、長期的なものか分からぬいため、水不足解消のため何か新しいことをするのに消極的なことも事実である。国が財政的な援助を行うか、経費を各家庭の料金に転嫁できれば、水道会社はもっと積極的に解決策を検討するであろう。

渴水による水不足の問題は、農業や漁業を営む人々にも少なからず影響を与えている。しかし、蛇口をひねって水が出てくる限りは、大多数の人々はこうした問題に気がつかないであろう。人々が意識しない以上、水道会社が積極的に取り組まないのも仕方ないかもしれない。

第5章 今後の課題

民営化されて3年以上経過し、水道会社は民営化直後の混乱から落ち着きを取り戻し、比較的安定した時期を送っている。しかしながら、下記のような課題がある。今後どのように取り組んでいくかによって、水道会社の将来を決定づけるであろう。

1 硝酸塩の残留

まず、硝酸塩の残留問題（1リットルあたり50mg以下とされている。）である。これは農地で使用される肥料が原因であり、地下水に流れ込むことによって発生する。1992年の3月に貯水池のいくつかで高濃度の硝酸塩が検出された。その結果E.C基準に適合するよう、他の貯水池の水を混ぜ合わせて供給することを余儀なくされた。

近年、硝酸塩が検出されることが多くなった。これは、今まで以上に肥料を多く使うようになったためである。肥料に原因があると分かっているにもかかわらず、その使用は制限されていない。農民たちはより多くの収穫を得るために、肥料を使い続けているし、それによって利益を増やしている。硝酸塩を除去する方法を現在開発中であるが、水道会社が肥料の使用制限を求める時期がいずれやって来るであろう。

2 監督機関の再編

民営化に伴い新しい監督機関ができた。それらは、水道サービス事務所（O.F.W.A.T）と河川庁（N.R.A）である。前者は、組織がうまく機能しているため、消費者の味方だと見られている。一方、後者はいろいろな問題が発覚してマスコミの攻撃を受け、しかも経営上の問題を抱えているため、土壤・大気・水汚染防止を担当する新しい組織に吸収されることになった。政府としては、7,300人の従業員を抱えるこの組織の業務を、可能な限り民間委託したいのである。今のところ、組織全体を再編するのか、一部なのかは決定していない⁽⁴⁰⁾。しかし、消費者のためには、しっかりとした監督機関が必要である。これは、水道会社直接の問題ではないが、こうした機関は必要であり、それによって健全な業務が可能になるであろう。

3 給水停止件数の増加

1991年度には給水停止件数は21,000件を超え、対前年度比1.77倍の増加になった⁽⁴¹⁾。これは水道会社が、会社の利益を確保するために、水道料金を滞納している家庭に対する給水をどんどん停止したためである。O.F.W.A.Tの所長であるイアン・バイアットは、次のように給水停止件数の増加について意見を述べた。「これは憂慮すべき数字です。水道会社というのは、人々の日常生活に欠かせない水を独占的に供給する会社です。よって、彼らは料金を支払えない、また、その可能性のある人々のために、いかなる努力も怠ってはなりません。」⁽⁴²⁾

これは、民営化の際に危惧されたことが現実になったのである。彼が言うように、

民間会社とはいえば公共財を供給する使命があり、利益ばかり追求することは問題である。給水停止件数が今後も増加し続けるようであれば問題は再燃し、組織のあり方から問われることになろう。

4 利益の還元

第3章で述べたとおり、水道会社は1989年から2000年の間に総額280億ポンドの投資を予定している。これはすなわち、水道料金の値上げを意味している。しかし一方では、政府が見込んでいたよりも20%以上多くの利益を上げており、その額は14億ポンドにもなった。これらの利益の多くは株主に還元されているだけで、消費者には還元されていない。

こうした状況の中で、テムズ水道会社が11%の増収を発表したことに触れ、ガーディアン紙は次のようにコメントを述べた。

「そのような（独占的な）事業でリスクが少ないので、その株主というのは報酬を得られない不安定なビジネスだと、はたして言えるであろうか？」⁽⁴³⁾

いくつかの水道会社は水道以外に投資を行っている。たとえば、テムズ水道会社は、ケンジントン・ガーデンを運営する会社の株式を所有している。

このことについて彼らは次のように説明している。

水道事業というのは非常に利益の低い産業であり、長期間にわたり高額配当を生み出すことは非常に難しい。実際、より多くの利益を求める株主は、他産業に乗り換えてしまった。そういうことを防ぐためには、他への投資が不可欠である。

しかし、次のような意見もある。

「株主が水以外の事業に投資しようと思えば自由にできるだろう。しかし、消費者は選択できないのである。利益のほとんどが優先的に株主に還元される状況で、消費者がどうしてそうした多角経営による危険を負担しなければならないのか、非常に疑問である。」⁽⁴⁴⁾

5 高額の報酬

水道料金の値上がり、給水停止件数の増加、株の高配当といった状況の中で、問題をより一層難しくしているのは、役員に支払われる高額の報酬である。1992年5月末のサンデー・タイムズの記事によると、1993年度の水道会社の役員の報酬総額はおよそ2,000万ポンドになるという⁽⁴⁵⁾。最高額の報酬を受け取る会長が株式で受け取れば（シェア・オプションと言う）、25万ポンドを超える額になる。会長たちは、彼らの報酬は正当なものだと反論しているが、テムズ水管理公社の元役員であるジョン・ハンプリーズは次のように述べている。

「彼らは自分自身に給与を支払っているのである。」⁽⁴⁶⁾

<現在の会長の給与（1992年度）>⁽⁴⁷⁾

(増加率は1989年との比較)

会社名	会長	報酬	シェアオーフション	水道料金 増加率	会長報酬 増加率
THAMES	R WATTS	£ 160,000	£ 265,000	+ 30%	+ 290%
SEVERN TRENT	J BELLAK	£ 149,000	£ 161,000	+ 31%	+ 193%
NORTH WEST	D GROVE	£ 144,000	£ 260,000	+ 29%	+ 206%
WELSH	J JONES	£ 143,000	£ 290,000	+ 37%	+ 211%
SOUTHERN	W COURTNEY	£ 142,000	£ 185,000	+ 29%	+ 202%
WESSEX	N HOOD	£ 128,000	£ 225,000	+ 32%	+ 198%
YORKSHIRE	Sir JONES	£ 119,000	£ 137,000	+ 26%	+ 105%
ANGLIAN	B HENDERSON	£ 91,000	£ 80,000	+ 46%	+ 107%
SOUTH WEST	K COURT	£ 89,000	£ 137,000	+ 32%	+ 117%
NORTHUMBRIAN	Sir STRAKER	£ 51,000	£ 62,000	+ 27%	+ 28%

高い報酬は、能力ある人々を外部から採用するために必要だと従来から言われてきた。しかし、民営化後重役の何人かは外部から招かれているが、会長は外部から採用された例が今のところない。

「ピーナッツ（低い給与）を支払うと、雇えるのは猿だけである」と主張する人がいるが、高額の報酬を貰っているのは、民営化前と同じ人物である⁽⁴⁸⁾。

6 消費者サービス

環境に関する個別の市民憲章(CITIZEN'S CHARTER)として1992年に環境省から発表されたガイド⁽⁴⁹⁾によって、水質検査結果の公表、消費者の権利に関する情報の提供、水質の悪化による被害補償についての手続きの確立など、消費者のために多くの新しいサービスが導入された。

O F W A T は消費者の満足度を調査し、1992年5月に『消費者の立場』を発表し、料金請求・水圧・安全性・下水処理などを含むすべての分野において、消費者が満足していることが明らかにされた。しかしながら、不満な点もいくつかあった。それらは水道料金の高さ・水道水の色や味・情報不足の点・下水による川や海の環境汚染などであった⁽⁵⁰⁾。民営化の目的の一つであった「消費者のニーズにあわせたサービスの提供」のため、監督機関の指導によるだけでなく、会社自ら積極的にサービスの向上・改善に心掛けることが望まれる。

現在は経営が順調なため、これらの問題はそれほど大きく取り上げられず、あまり顕在化していない。しかし、民営化前に予想されなかった硝酸塩残留問題など新たな問題も発生し、水道会社を取り巻く環境は厳しい。また、政治の材料にされ再び改革が行われる可能性もある。実際1992年の国政選挙の前に労働党は、選挙に勝てば水道会社を再度国有化すると宣言した。しかし、1992年4月9日の選挙で保守党が勝利したため、少なくとも次の選挙までは変わりはない。

水道会社はできてからまだ3年しか経過していない。よって、今のところ順調であ

るが、民営化の是非について結論を下すには早すぎると言えよう。唯一比較できるのは、民営化される前の水管理公社とだけである。1970年代後半と80年代に投資が不足していたため、もし民営化していなければ、政府は十分な水道サービスを現在供給できなかつたかもしれない。それゆえ、現在の水道会社に対する批判は、水管理公社の場合に比べて紛れもなく少ないと見えていい。

水道会社は現在民間企業ではあるが、その業務は公共財の提供である。よって消費者の利益を常に考え、今後課題に取り組んでいくべきである。そうすることで、より一層の発展も期待できるし、またかつてのように諸外国から手本にされるであろう。大胆な統廃合や国有化・民営化を行い困難を乗り切ってきた、イングランドとウェールズの水道が、今後どのように新たな課題に取り組み克服していくか楽しみである。

参考

<テムズ水道会社の貯水池>

ロンドンの住民のうち約230万人へは、テムズ&リーバリー営業所（テムズ水道会社）が水道供給を担当している。テムズ&リーバリー営業所は、サリー（ロンドン南西部郊外）のウォルトン・オン・テムズで業務を行っており、訪問の機会を得たのでそこの施設について簡単に紹介したい。

（写真1）はロンドンへの主な水道供給施設の一つである。貯水と処理の両方の機能を併せ持っているウォルトンの施設は、あまり近代的ではない。

水はサンベリ・ダムのすぐ下流のテムズ川から取水し（写真2）、最低でも10日間貯水池に貯めておかれる（写真3）。その後、デカンタと言われる装置（写真4）により取水し、次の段階で2回濾過する（写真5・6）。最後に地下の水道管を通し再度貯水池に貯め、その後各家庭へ供給される。

・テムズ&リーバリー営業所管理の貯水池

貯水池名	有効最大貯水量	現在貯水量
QUEEN MOTHER	38,011	37,917
WRAYS BURY	33,874	33,641
KING GEORGE 6th	20,225	19,494
STAINES NORTH	6,699	6,501
STAINES SOUTH	6,522	6,386
QUEEN MARY	30,363	30,111
QUEEN ELIZABETH 2nd	19,623	19,347
KNIGHT	1,569	1,561
BESSBOROUGH	2,841	※ 240
ISLAND BARN	3,311	3,306
CHELSEA	627	589
LAMBETH	—	—

（注）貯水量の単位はメガリットル

※の貯水池は、10年毎の点検中の貯水量である。

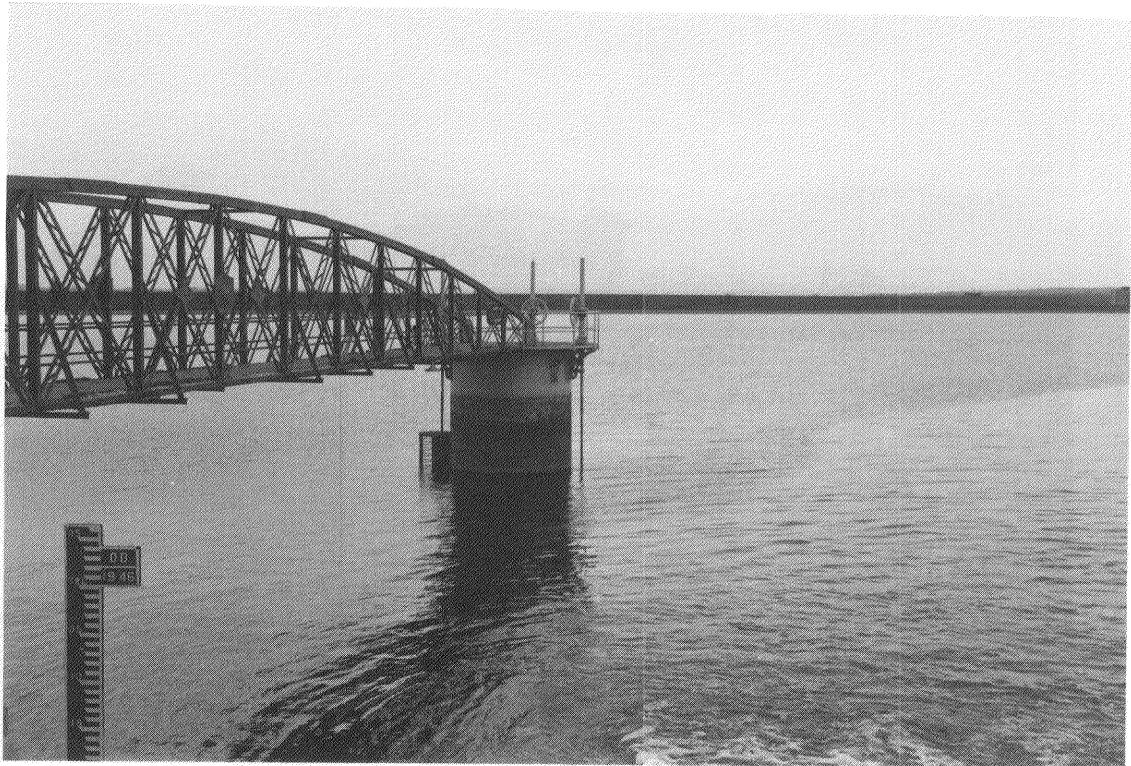
(写真1) 水道供給施設--WALTON ON THAMES IN SURREY



(写真2) テムズ川より取水



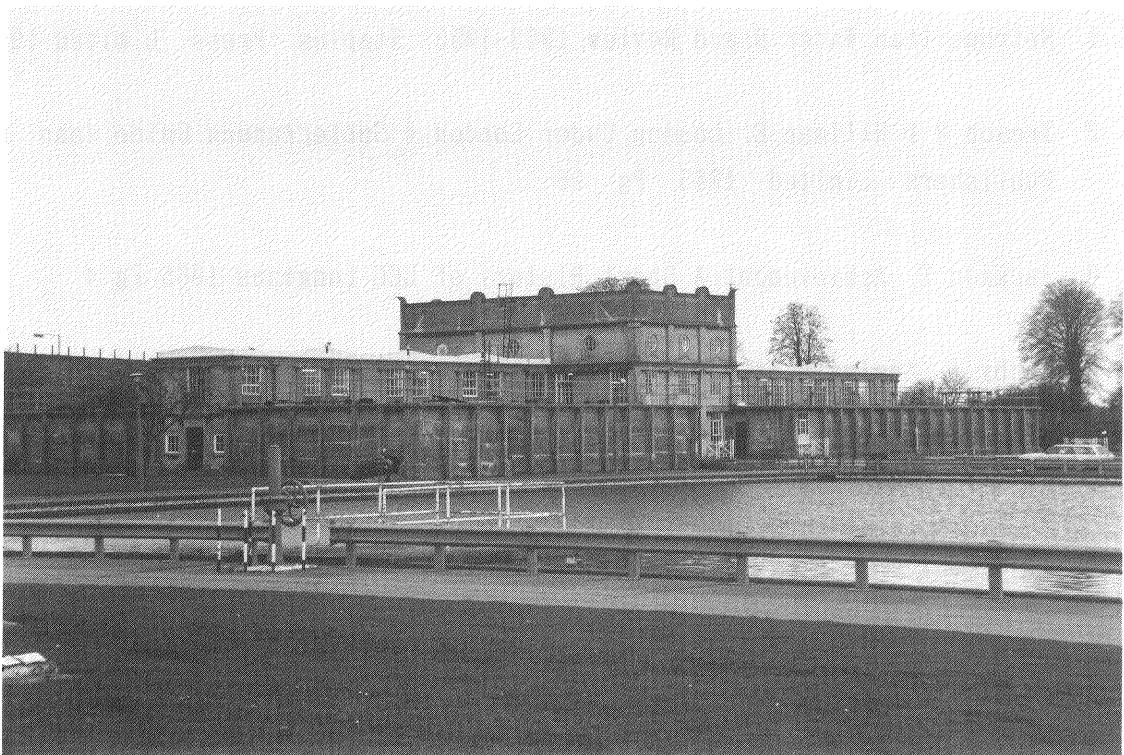
(写真3) KNIGHT貯水池



(写真4) 取水装置—デカンタ 貯水池より濾過部門へ



(写真5) 第一濾過



(写真6) 第2及び最終濾過



参考文献

第1章

- 1 Metropolitan Water Board Review 1903-1953 Staples Press Limited 1953 Pg 5
- 2 Treach R & Hillman E, London Under London A Subterranean Guide John Murray Publishers Limited 1985 Pg 90
- 3 Jackson E, Achievement A Short History of LCC Longmans 1965 Pg 4
- 4 Ashby A, Analysis of Public Water 4th April 1892
- 5 Hall C, Running Water Robertson McCarta Limited 1989 Pg 18
- 6 Ibid Pg 19

参考文献

第2章

- 7 A Background to Water Reorganisation in England and Wales DoE HMSO 1973 Pg 5
- 8 The Future Management of Water in England and Wales HMSO 1971 Pg 20
- 9 Ibid
- 10 Carney M, Privatisation of Water Authorities in England and Wales Water Services Association February 1991 (Pamphlet)
- 11 Ibid
- 12 Byrne T, Local Government in Britain Penguin 1990 Pg 18
- 13 Ibid Pg 46
- 14 A Background to Water Reorganisation in England and Wales DoE HMSO 1973 Pg 8
- 15 The Future Management of Water in England and Wales HMSO 1971 Pg 8
- 16 Okun D A, Regionalisation of Water Management A Revolution in England and Wales Applied Science Publication 1977
- 17 Rippon G, Hansard Vol 850 Col 34 05/02/73
- 18 Rippon G, Hansard Vol 850 Col 37 05/02/73
- 19 Anderson J ,Water Authorities spending water like Champagne Public Services and Local Government Appointments 10/12/74 Pg 2
- 20 Griffin, Hansard Vol 855 Col 1333 02/03/73

参考文献

第3章

- 21 Carney M, Privatisation of Water Authorities in England and Wales Water Services Association February 1991(Pamphlet)
- 22 Privatisation of the Water Authorities of England and Wales White Paper 1986 Cmnd 9734
- 23 NALGO Privatisation Water Industry Union Committee 1989
- 24 Radical Community Medicine Spring 1986 Pg 21
- 25 Ibid
- 26 The Rt Hon M Heseltine MP & Sir A Grant MP Investing in Water The Case for Water Privatisation CPC 1989
- 27 White M, Water 'sweetners' charged by Gould The Guardian 04/12/89
- 28 MacIntosh A, Water to do about water IPPR 1990 Pg 15
- 29 Water Services Association Water Charges London 1991/92
- 30 Water Services Association Water-Two Years on 1991 Pg 7
- 31 DoE Secretary of State Environment News Release 15/01/92
- 32 Friends of the Earth Press Release Millions Receive Substandard Drinking Water 1992
- 33 Food Magazine The Cost of Clean Water Jan/Mar 1990
- 34 Evans R, Issues Outstanding Water Industry Financial Times Survey 22/11/91

参考文献

第4章

- 35 Coleridge S T, The Ancient Mariner
- 36 Connor S and Pearce F, When the water runs out The Independent 22/03/92
- 37 Panorama-Not a drop to drink. BBC 27/04/92
- 38 Lees A, Panorama-Not a drop to drink. BBC 27/04/92
- 39 Byatt I, Panorama-Not a drop to drink. BBC 27/04/92

第5章

- 40 Schoon N, New environment agency puts rivers jobs at risk. The Independent 16/07/92
- 41 Nicholson-Lord, David, Water Disconnections rise by 177 percent. The independent 10/06/92
- 42 Ibid
- 43 Gower R, Private water and a public debate on acceptable profits. Guardian 03/06/92
- 44 Rufford N & Leppard D, Water Chiefs rake in £20 million bonus as drought continues. Sunday Times 31/05/92
- 45 Ibid
- 46 Ibid
- 47 Ibid
- 48 Ibid
- 49 DoE Green Rights and Responsibilities A Citizen's Guide to the Environment 1992

その他参考文献

- 1 Conservative Research Department The Privatisation of Water Questions and Answers 23/03/89
- 2 Gordon S, Down the Drain, Water Pollution and Privatisation, Optima 1989
- 3 Hogwood B and Keating M, Regional Government in England Clarendon Press 1982
- 4 Watts S, Canals may hold key to drought relief The Independent 07/07/92

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

N O	タ イ ド ル	発 刊 日
第77号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第76号	フランスの高齢者福祉（2）	1993/ 9/30
第75号	フランスの高齢者福祉（1）	1993/ 9/30
第74号	英国の1993年統一地方選挙	1993/ 8/31
第73号	コントラクト・シティ	1993/ 7/30
第72号	英国における地方議員と地方行政	1993/ 7/20
第71号	ロンドンの地方団体について	1993/ 7/12
第70号	フランスの地方公務員制度　－第2部－	1993/ 7/12
第69号	シティズン・チャーター　－現代版マグナカルタ？－	1993/ 6/30
第68号	米国の成長管理政策（2）－州政府編－	1993/ 5/20
第67号	米国の成長管理政策（1）－総論・地方政府編－	1993/ 5/20
第66号	フランスの地方公務員制度　－第1部－	1993/ 3/31
第65号	英国の学校における日本教育	1993/ 3/31
第64号	ニューヨーク州スカースデール村（米国地方自治の現場　Ⅲ）	1993/ 3/25
第63号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/ 3/25
第62号	サウスカロライナ州（米国地方自治の現場　Ⅱ）	1993/ 3/12
第61号	米国固定資産税制度概要とプロポジション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/ 2/26
第60号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/ 2/26
第59号	米国地方政府の破産	1993/ 1/20
第58号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第57号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第56号	1992年米国大統領選挙等の概要（2）－地方編－	1992/12/25
第55号	1992年米国大統領選挙等の概要（1）－連邦編－	1992/12/25
第54号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第53号	米国地方自治の現場　1　－インディアナ州エルクハート市－	1992/ 9/ 1